

あなたのすまいは安全ですか？



～地震に強いまちづくりを進めるために～

近年大地震により、古い木造住宅の多くが大きな被害を受けると想定されています。建築基準法では昭和56年に耐震関係規定の主な改正が行われました。

奄美市では**昭和56年5月31日までに建築（着工）された木造住宅**の耐震診断および耐震改修工事の費用に対し予算の範囲内において補助金を交付します。

★★補助内容★★

耐震診断に要した費用のうち**3分の2（上限6万円）**を奄美市が補助いたします。

例）耐震診断費用9万円の場合 $90,000 \times 2/3 = 60,000$

補助金額60,000となります。

耐震改修工事に要した費用のうち**100分の23（上限30万円）**を奄美市が補助いたします。

例）耐震改修工事費用131万円の場合 $1,310,000 \times 23/100 = 301,300$

補助金額300,000となります。

ただし補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とします。

※本助成を受けるには、耐震診断を行う前に奄美市に補助金交付申請をする必要があります。診断後および改修後の補助金交付申請はできませんのでご注意ください。

◆ 補助の対象となる方

- ①. 木造住宅の居住者又は所有者であること。
- ②. 耐震診断及び耐震改修工事を行う木造住宅に借家人がいる場合は、耐震診断や耐震改修工事の実施について同意を得ていること。
- ③. 市税等(市税その他の本市に納付すべき税金)の滞納がない方

◆ 補助の対象となる住宅

- ①. 専用住宅又は併用住宅(延べ面積の過半が住宅用途)であること。
例：延べ床面積 100 m²の場合、住宅部分が 50 m²以上
 - ②. 地上 3 階建て以下であること。
 - ③. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)されたものであること。
- ※木造以外の構造が混在している住宅、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築された住宅、特殊な工法の住宅などは、補助対象から外れることがあります。

◆ 補助の要件

- ①. 耐震診断及び耐震改修工事の設計・監理は**耐震診断技術者**が所属する事業所に委託すること。
 - ②. 耐震改修工事は、耐震診断によって耐震改修工事が必要とされた建物とする。
 - ③. 耐震改修工事において、主な耐震補強箇所が直接見て確認できる時期に市が行う中間検査に合格すること。
- ※耐震診断技術者とは建築士であって、鹿児島県が主催した「鹿児島県木造住宅耐震技術講習会」又は、財団法人日本建築防災協会が主催した「木造住宅の耐震診断・耐震補強技術講習会」受講者をいいます。

【お申込み・お問い合わせ先】

奄美市建築住宅課 69-3034

詳しい内容につきましては建築住宅課建築係にお問合せ下さい。



まずは耐震診断を

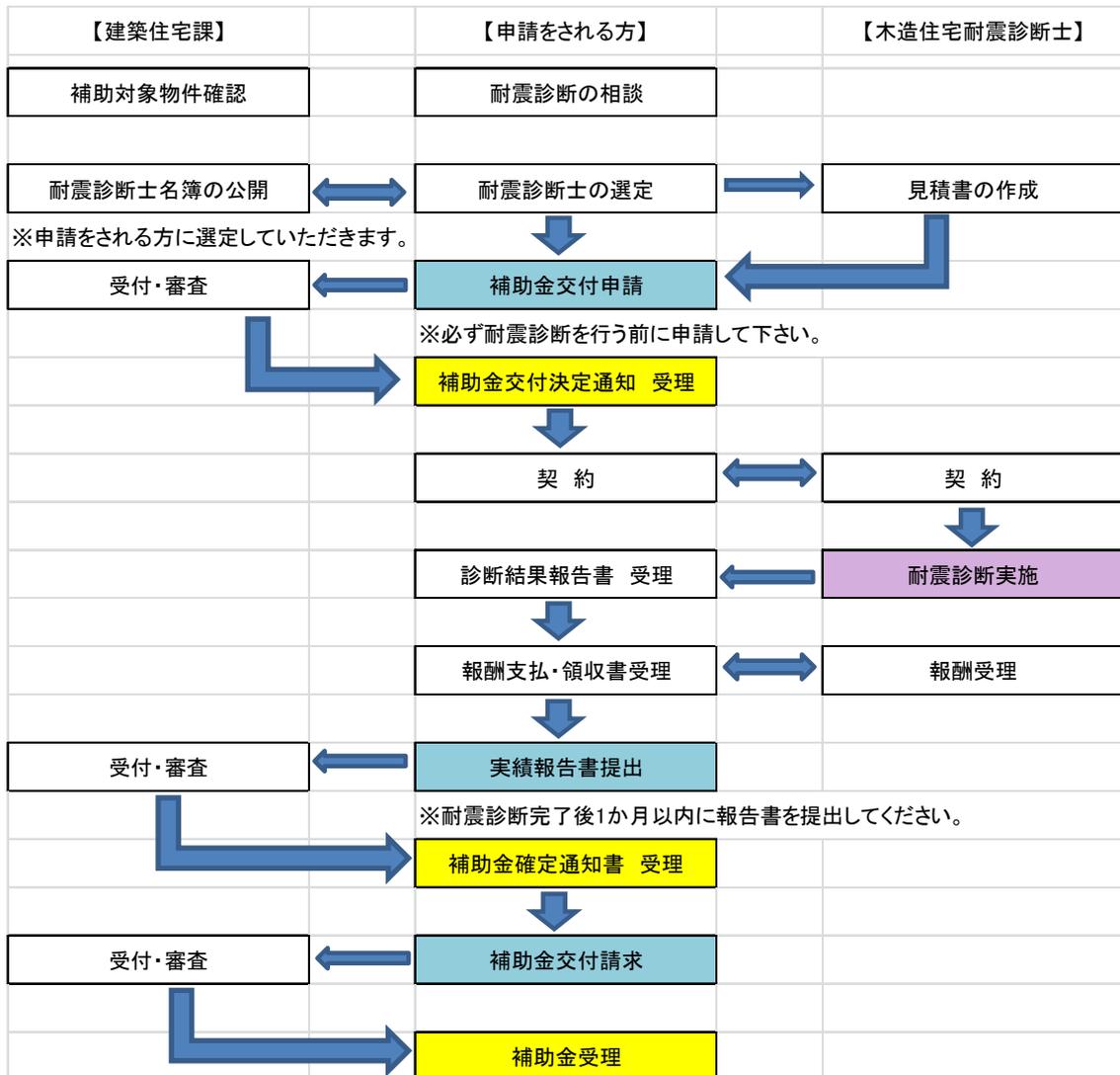
改修工事の補助をご利用いただく際にもまずは耐震診断が必要です。



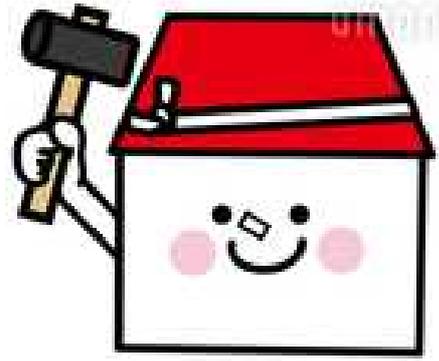
●耐震診断の方法について

補助対象となる耐震診断は耐震診断技術者が行うものに限ります。耐震診断者が床下や天井裏を目視するほか、設計図書により調査いたします。

手続きの流れ



補強が必要なら 耐震改修を！



●耐震改修の方法について

補助対象となる耐震改修工事は、耐震診断によって、耐震改修が必要とされた建物について行う。

耐震診断技術者に耐震改修工事の設計、監理を委託し工事において、主な耐震補強箇所が直接見て確認できる時期に市が行う中間検査に合格する必要があります。

手続きの流れ

